

障害者総合支援法に基づく指定特定相談支援事業及び児童福祉法に基づく障害児相談支援事業 重要事項説明書

本重要事項説明書は、わたしたち（支援事業者と言います）と指定計画相談支援サービスあるいは指定障害児相談支援サービスに関する利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、わたしたちのことや相談支援の内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 支援事業者を運営している団体について

事業者名称	社会福祉法人 稲美町社会福祉協議会
代表者氏名	会長 中谷 範之
法人 所在地 (連絡先)	稲美町加古4369-3 079-492-8668
法人設立年月日	昭和54年5月15日
法人が実施する 他の障害福祉サ ービス	居宅介護、移動支援、同行援護、重度心身障害児者の日中一時支援

2 ご利用者への指定計画相談支援等を担当する支援事業者について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	社会福祉法人稲美町社会福祉協議会 相談支援事業所
サービスの 主たる対象者	身体障がい者 知的障がい者 障がい児
稲 美 町 指 定 事業所番号	指定特定計画相談支援事業所 2832810028号 指定障害児相談支援事業所 2872800046号 (平成27年10月1日指定)
事業所所在地	稲美町加古5141
連絡先	070-2289-3620

相談担当者名	
サービスを受けられる人	稲美町にお住まいの方や住民票のある方で、受給者証に福祉サービス等利用計画作成のサービスを受けることが書かれている方

(2)事業の目的および運営方針

事業の目的	福祉サービス等利用計画の作成、指定障害児相談支援をすること
運営方針	障害者総合支援法および児童福祉法に従って、仕事をします。 利用者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるように、利用者の心身の状況やその置かれている環境等に応じて、利用者が望む暮らし方ができるように福祉サービス利用の組み立てを行います。また、その福祉サービスが多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。

(3)事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く）
営業時間	9時から17時

(4) 職員の体制

しごとの種類		しごとの内容
管理者	1人	福祉サービス等の組み方や毎月の仕事の利用者のために進んでいるかを看ます。
相談を受ける人 相談支援専門員	1人	福祉サービス等利用計画の作成や相談をお受けします。

(5) 相談支援事業者がおこなうこと

サービスの提供等について	サービスの提供にあたっては、その内容を利用者及びご家族に対して丁寧に説明します。
福祉サービス等利用計画の作成	サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の希望を踏まえ、必要なサービス等が適切に利用できるように配慮します。 また、利用者がサービスを選択できるようにその地域における福祉サービスに関する情報を提供します。

アセスメントの実施	面談等により利用者の心身の状況、環境、日常生活全般の状況を評価し、利用者の希望する生活や自立した日常生活を営むことができるよう支援するうえで解決すべき課題を把握します。このアセスメントに基づき、サービス等利用計画案を作成し、説明します。その際、同意の署名・捺印をいただきます。
サービス担当者会議の開催	支給決定が行われたら、支給にあたる福祉サービスの担当者等の関係者を招集してサービス担当者会議を開催します。
モニタリングの実施	サービス等利用計画の作成後、その実施状況を把握し、必要に応じてサービス等利用計画の変更をします。
障害者支援施設等への紹介	利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合または利用者が障害者支援施設等への入院または、入所を希望する場合には、紹介その他の便宜を図ります。

（６）福祉サービス等利用計画を作成するときの料金

福祉サービス等利用計画の作成は無料です。また、福祉サービス等利用計画の内容を変えたり、事業者や関係のある期間、病院などとの連絡や説明なども無料です。支援事業者への相談も無料です。

（７）契約を続けることについて

利用者から契約を終わるお申し出がないときはそのまま契約は続きます。また、期限が来る前に支援事業者が利用者に契約を続けるかどうか考えを聞き、必要な手続きをします。このときは契約更新確認書という書類に書いて残します。

（８）契約が終わること

つぎのことが起こった場合、この福祉サービス等利用計画作成の契約は自動的に終わります。

- ① 利用者が障害者総合支援法の対象者でなくなったとき（障害の状態が軽くなり、福祉サービスを利用しなくても生活ができるとの判定が出るなどで、受給者証がいなくなったときなど）
- ② 利用者が亡くなられたとき
- ③ 利用者の居所がわからず、連絡が取れない状況が１か月以上続いたとき

（９）契約を途中でやめたいとき

契約の途中であっても、利用者から契約をやめようとする１か月前までにお知らせいただければ、契約をやめることができます。

（10）個人的な情報を守ること

支援事業者は福祉サービス等利用計画を作成するときに知った利用者や利用者のご家族などの秘密を勝手に他の人にもらしません。

福祉サービス等利用計画を作成するうえで、関係のある機関や病院や福祉サービス等をおこなう事業者にご利用者の個人的な情報を知らせないといけないときには、利用者に説明し、必要な情報だけを知らせます。

支援事業者が利用者や利用者のご家族の個人的な情報を使うのは、福祉サービス等利用計画作成の契約が終わるまでの間となります。

（個人的な情報とは、利用者の名前・年齢・住所や電話番号など他の人が悪いことに使うと困る内容や障害の様子や使おうとしている福祉サービスなどの利用者のくわしい内容などです。

（11）損害の弁償

支援事業者が仕事をするときに、利用者や利用者のご家族に、支援事業者のせいでけがをさせてしまったり、大切なものを壊してしまったりしたときは、契約書の第 9 条に書いてあるように、病院にかかる料金や大切なものを修理したり買いなおすための料金を弁償します。わたしたちの法人はそのために次の保険に入っています。

* 保険の会社名

兵庫県社会福祉協議会

* 保険の名称

ひょうご福祉サービス総合補償制度

* 弁償できる主な内容

利用者やそのご家族などに支援事業者のせいでけがをさせてしまったり、品物などを壊したりしてしまった時など。詳しくは別にご説明します。

（12）福祉サービス等利用計画作成サービスを利用した時の苦情受付の窓口

支援事業者が作成した福祉サービス等利用計画によって、福祉サービス等を受けていやな思いをしたり、気に入らないことがあり、そのことを支援事業者に伝えてもよくなるなどときなどは次の窓口にご相談ください。

また、支援事業者の相談の受け方で気に入らないことや不満があるときにも同じところにご連絡ください。

- | | |
|---------------------|--------------|
| ① 社会福祉法人稲美町社会福祉協議会 | 079-492-8668 |
| 受付 月～金 午前9時～17時 | |
| ② 稲美町役場 高年障害係り | 079-492-9137 |
| 受付 月～金 8:30～17:15 | |
| ③ 兵庫県福祉サービス運営適正化委員会 | 078-242-6868 |
| 受付 月～金 10時～16時 | |

(13) 虐待防止について

支援事業者は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速適切な対応をはかるため、次の措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者の選定（管理者）
- ② 成年後見制度の利用支援
- ③ 苦情解決体制の整備
- ④ 職員に対する、虐待の防止の啓発研修

福祉サービス等利用計画作成のサービス開始にあたり、利用者に、この用紙と付属の書類に従って重要事項の説明をおこないました。

令和 年 月 日

支援事業者 〒675-1105 稲美町加古5141
電 話 070-2289-3620
説明者氏名 社会福祉法人稲美町社会福祉協議会
相談支援事業所

印

私は、この文書と付属の書類により支援事業者から重要事項の説明を受けました。

利用者（あなた） 住所 〒

電話

氏名

印

代理人

住所 〒

(ご本人との関係：)

電話

氏名

印

後見人

住所 〒

(ご本人との関係：)

電話

所属

氏名

印